

令和6年度

# “やってみたいこと”に チャレンジしませんか？

- ・○○について学びたい...
- ・○○な企画をやってみたい

そんな思いを公民館がお手伝いします♪

## 【特典】

①なんと！資金を最大30万円使えるんです！※必ず使用できるとは限りません

②しかも、公民館のお部屋が減免で使用できるんです！！

③さらに広報きしわだ、市内公共施設にチラシの配布協力も！！！！

## ● まちづくり実践プロジェクト ●

応募資格：3名以上の団体

受付：令和6年4月18日(木)～5月26日(日)

総選挙：6月1日(土)午後2時よりプレゼンテーション  
を選考委員・傍聴者の前で実施。  
選考基準に基づき評価※1します。

※1：外部有識者及び選考委員の採点・評価、公開プレゼンテーション傍聴者による評価を踏まえた選考により委託候補団体を決定。

※詳しくは生涯学習課（岸和田市立公民館）へお問い合わせください。

住所：岸和田市堺町1-1

TEL：072-423-9616

メール：[syogaig@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:syogaig@city.kishiwada.osaka.jp)

岸和田市教育委員会主催

# 岸和田市まちづくり実践プロジェクト事業募集案内

## 1. “まちづくり実践プロジェクト”とは

地域活動や市民活動を活性化し、より良い地域づくりにつなげるため、市民の生活課題や地域課題を、市民自らが生涯学習活動を生かし、自発的に解決に向けて取り組む事業を募集し、優れた事業に対して市が事業委託を行います。

## 2. 募集する内容

上記1の趣旨を踏まえ、岸和田市立公民館、地区公民館・青少年会館を利用して実施する各種講座やイベント等（\*1）とします。

なお、事業委託は単年度契約とし同一団体による同一分野での事業は、過去に採用された事業も含め、3年を限度とします。

（\*1）講座やイベントの主な分類を企画提案書に記入してください。

分類⇒「人権」、「防災」、「防犯」、「職業能力」、「子育て」、「教育」、「環境」、「福祉」、「地域文化の伝承」、「障害理解」、「男女共同参画」、「世代間交流」、「異文化理解（国際）」、「歴史」、「ワークライフバランス」、「食文化」、「情報」、「健康」、「人材育成」、「芸術」、「貧困対策」など。

## 3. 応募対象団体

3名以上の団体で、NPO法人も可。ただし、以下の該当団体は応募できません。

- (1) 営利・宗教・政治を目的とする団体
- (2) 暴力団排除条例第11条に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合

## 4. 委託料

委託料の上限は300,000円とし、応募時に提出する（様式第2号）事業予算書の「事業経費」合計額を委託料とします。事業経費の積算にあたっては下記項目の分類によるものとし、経費の効率的執行、費用対効果の向上に努めてください。

また、他の補助金等との併用は可能とします。ただし、収支は、まちづくり実践プロジェクト事業の委託料と、その他補助金等が重複しないよう明確に分けてください。

- (1) 消耗品費  
印刷用紙、コピー用紙など。
- (2) 印刷製本費  
ポスター・チラシ・レジュメ・資料の印刷費、写真現像代など。
- (3) 手数料  
振込手数料、クリーニング代など。
- (4) 通信運搬費  
切手、はがき代など。
- (5) 謝金  
外部講師の場合、団体で講師謝礼を決定してください。

【公民館での講師謝礼の標準例】

区 分	1 講座あたり支払限度額 (税込み・交通費込み)
大学（短期大学を除く。以下同じ。）教授、医師、弁護士、著名な評論家、ジャーナリスト、民間団体や法人の代表	30,000 円
大学准教授、短期大学の教授、専門分野の研究者、民間の団体や法人の代表に準ずる者	25,000 円
大学講師、短期大学准教授、民間の団体や法人の部長級以下に準ずる者、民間の知識人又は技術者	20,000 円
市民団体、公民館等活動団体	15,000 円

(6) 人件費

講座、イベント等の周知・運営等にかかる実施団体構成員の人件費。積算にあたっては時間単価 1,500 円/h を標準とし、時間単価×作業時間×作業人数を積算内訳に記載してください。

また、団体構成員が講座・イベントの講師を務める場合は、謝金相当の人件費単価を 5,000 円/回を標準とし、積算内訳に回数×単価を記載してください。

なお、講座、イベント等の周知・運営等を実施団体がボランティア団体等で、団体構成員が無償で行う場合は、人件費を計上する必要はありません。

(7) 事業実施時の使用料・賃借料

岸和田市立公民館または地区公民館・青少年会館以外の有料施設を使用する場合に対象とする（スタッフ用の入場料など）。ただし、参加者の入場料等は参加者より徴収すること。

(8) 諸経費

上記経費以外で必要となる経費。予算書の積算内訳に具体的に記入してください。

## 5. 委託事業の対象期間

令和6年8月1日から、令和7年3月31日までの期間に実施される事業を対象とします。（「広報きしわだ」8月号への掲載が最も早いスケジュールとなります。）

## 6. 応募方法

下記の応募書類一式に必要事項を記入の上、募集期間内に提出してください。

- (1) 企画提案書（様式第1号）
- (2) 事業予算書（様式第2号）
- (3) 団体概要書（様式第3号）
- (4) 構成員名簿（様式第4号）
- (5) 定款または規約、会則その他これらに準ずるもの

※様式第1～4号は、岸和田市公式ウェブサイト（右記 QR コード）



からダウンロードできます。）<http://www.city.kiswada.osaka.jp/soshiki/67/machidukuri.html>

※提出書類は返却いたしません。

## 7. 募集期間・提出先

### (1) 募集期間

令和6年4月18日(木)から5月26日(日)午前9時から午後5時まで(月曜・祝日は除く)

### (2) 提出先

岸和田市教育委員会生涯学習部生涯学習課(岸和田市立公民館内)

〒596-0072 岸和田市堺町1-1

### (3) 提出方法

持参。【休館日(月・祝日)を除く午前9時から午後5時まで】

## 8. 募集内容についての質疑

募集要項に関するご質問等がありましたら、下記期間、方法によりご質問をお願いします。

(1) 受付期間：公募開始日から令和6年5月21日(火)午後5時まで。

(2) 提出方法：質問書(様式は任意)にて提出。

FAX又は電子メールの場合、必ず電話で送信した旨を生涯学習課へ連絡。

(3) 回答日時：令和6年5月24日(金)

(4) 回答方法：回答はホームページへの掲示のみ。

## 9. 選考方法

書類提出後、応募者による公開プレゼンテーションを実施し、応募書類及びプレゼンテーションの内容を、①外部有識者、②選考委員、③公開プレゼンテーション傍聴者が、選考基準に基づいて総合的に評価し、委託事業を決定します。

ただし、外部有識者及び選考委員の総合計の平均点数が6割に満たない場合は、候補者として選考しません。

また、次に掲げる事項に該当する者は、失格とします。

- 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 様式第2号 事業予算書 2. うち委託料対象経費が300,000円を超える場合
- 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- 評価に係る外部有識者及び選考委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- その他、選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## (1) 公開プレゼンテーション

日程：令和6年6月1日（土）午後2時から  
場所：岸和田市立公民館・中央地区公民館4階 多目的ホール

- (ア) 発表時間は、1団体10分以内（時間厳守）です。ただし、発表準備は5分以内とします。その後、外部有識者及び選考委員からの質疑応答があります。
- (イ) 貴団体のプレゼンテーションの時間に遅れた場合は失格となります。  
前の団体のプレゼンテーションが早く終わった場合等を含め、時間の繰上げはありません。
- (ウ) 発表方法は自由です。応募時に発表方法をお知らせください。
- (エ) 公民館で準備できる物品は、ホワイトボード、プロジェクター、スクリーンです。
- (オ) 発表の順番は応募書類の提出時にお伝えするとともに、応募受付締切後、岸和田市公式ウェブサイト（右記QRコード）で公表します。

<http://www.city.kisiwada.osaka.jp/soshiki/67/machidukuri.html>



(2) 選考項目について

(ア) 下記の項目について、外部有識者及び選考委員が評価し点数をつけます。点数が6割に満たない事業は、委託候補になりません。

① 最低条件項目

項目(大)	項目(小)	チェックポイント
まちづくり実践プロジェクト事業に該当するか	課題の捉え方	市民の生活課題や地域課題に関わるテーマか。
	事業理解	事業の趣旨が把握できているか。
	事業軸	生涯学習活動を生かした事業か。

② 選考にあたっての項目

項目(大)	項目(小)	選考にあたってのポイント	配点
提案事業に関し、取り組む課題は何か	課題把握	① 社会全体でのぞむ必要がある課題かどうか。	5点
		② 課題を取り巻く現状が把握できているか。	5点
	地域適合性	③ 岸和田市で行う優先事項であるか。	5点
提案事業の内容	独自性	④ オリジナリティはあるか。新たな視点・発想から提案されたものであるか。	5点
	対象者の明確性	⑤ 参加者のターゲットは明確にされているか。	5点
	情報発信	⑥ 情報発信・PRは広く行われるか。	5点
	費用対効果	⑦ 費用対効果はあるか。	5点
	予算の妥当性	⑧ 対象経費の内容、経費の積算は妥当であるか。また、効率的な執行により、コストが抑えられているか。	5点
	事業実現性	⑨ 実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されているか。	5点
どうなったら、その課題は解決するのか	事業手法の妥当性	⑩ 課題解決に有効なプログラムになっているか。	5点 × 2
	目標設定	⑪ 目標が明確化されているか。	5点
全体	継続性	⑫ 委託事業の終了後も、市内での自立的な事業展開や発展的な取組、継続的な実施をするか。	5点 × 2
		⑬ より多くの市民に理解してもらえるか。共感を得られるか。	5点 × 2

(イ) 下記の項目について、公開プレゼンテーション傍聴者が評価し点数をつけます。

① 選考にあたっての項目

選考にあたってのポイント	配点
①おもしろみがあるか。	5点
②岸和田市のためになるか。	5点
③話題性はあるか。	5点
④オリジナリティがあるか。新たな視点・発想から提案されたものであるか。	5点

## 10. 選考結果の通知と委託契約

### (1) 選考結果の通知

選考結果は書面で応募者に通知するとともに、岸和田市公式ウェブサイトで公表します。

### (2) 委託契約

事業を選定された団体と委託契約を結びます。委託料は契約締結後、原則前払いです。

## 11. 事業実施について

### (1) 広報きしわだへ掲載

委託事業の開催について、広報きしわだへ掲載を行います。依頼は岸和田市教育委員会生涯学習課を通じて行いますので、広報きしわだ掲載号の2か月前を目安に生涯学習課へ原稿を提出してください。

### (2) まちづくり実践プロジェクト事業 PR

より広く多くの市民のみなさまに向けて、PRをお願いします。チラシ等やインターネット上で発信する際も、事業名等を入れてください。

### (3) 施設の利用

契約締結後、生涯学習課に問合せください。

### (4) 事業アンケートの実施

委託事業の開催にあたり参加者に対しアンケートをとり、実績報告の際に一緒に結果を報告してください。

## 12. 事業実施後の実績報告について

委託事業終了後1か月以内に、実績報告書（様式第5号）を提出してください。ただし、令和7年3月1日以降に事業が終了する場合は、令和7年3月31日までに提出してください。なお、委託事業の様子を記録し、写真を実績報告書に添付してください。

## 13. 情報公開及び提供について

市は、提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができます。ただし、提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とします。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

## 14. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本公募型フラポータルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。  
なお、この場合において、本公募型フラポータルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書や企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式は任意）により、上記7.(2)あてに提出する。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属します。ただし、受注先に選考された者が作成した企画提案書等の書類について、市が必要と認め、受注先にあらかじめ通知することにより、市は、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができます。
- (5) 参加事業者は公募型フラポータルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (6) 本件実施後、契約締結前に法令違反等が発覚した場合は契約できません。

## 15. 事業報告会

事業報告会を考えておりますのでご参加ください。

### 過去の委託事業一覧

#### 平成31年度

- ・五感をつかって感動体験！親子で楽しむ野あそびくらぶ
- ・ものづくりのお仕事体験

令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

#### 令和4年度 岸和田市市制施行100周年記念事業

- ・岸和田の子どもたちの未来のためにできること～想いを形に 岸和田の未来～

#### 令和5年度

- ・きしわだおばけやしき
- ・もう一つの居場所づくり

